

令和6年11月11日

(株) セライフ

西村 至裕 様

京都府知事 西 脇 隆 俊



特定 建設業の許可について (通知)

令和6年10月9日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので通知する。

記

許可番号	京都府知事 許可(特一6)第36963号
許可の有効期間	令和6年12月25日から令和11年12月24日まで
建設業の種類	

土木工事業
大工工事業
とび・土工工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業
舗装工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業
解体工事業

建築工事業
左官工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
しゅんせつ工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和11年11月24日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)